

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
1	①食料品の物価高騰に対する特別加算	物価高騰対応食料品対策事業費	①物価高騰が続く中で、食料品等の購入支援を行うことで、市民生活を維持する ②お米券の購入費及び配布に係る事務費 ③お米券3,500円×31,000人=108,500千円 事務費 11,730千円(会計年度任用職員人件費2,455千円、需用費292千円、役務費517千円、委託料8,466千円) ④久慈市住民基本台帳に登録されている住民	R8.1	R8.4以降
2	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	給食費価格高騰対策支援事業	①物価高騰による大きな影響を受けている保護者に対して、給食賄材費の高騰分を支援する ②物価高騰により保護者からの給食費で負担しきれない給食賄材料費を市が負担する ③②のうち、児童・生徒分に対して重点支援地方交付金を充当する <財源別内訳> ・重点支援地方交付金 児童・生徒の給食食数(小学校216,720食・中学校138,116食)×賄材料費高騰単価(小学校70円・中学校75円)=25,529千円 ・一般財源 教職員等分の賄材料費高騰分(69,904食)2,231千円 ④小中学生の保護者(保護者以外に給食を提供している教職員等を除く)	R7.4	R8.3
3	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	住民税非課税子育て世帯物価高騰対応重点支援金給付事業	① エネルギー・食料品価格等の物価高騰により影響を強く受けている住民税非課税の子育て世帯に対して給付金を支給するもの。 ②給付金及び事務費 ③対象数:393人 支給額:対象者1人につき3万円を支給 給付費 393人×3万円=11,790千円 事務費 499千円 ④次のアイ両方に該当する者が養育する18歳以下(平成19年4月2日以降生まれ)の児童。(ただし、令和7年6月1日以降に久慈市に転入した世帯については、世帯の児童のうち令和7年6月1日以降に生まれた新生児のみ対象) ア 令和7年5月31日時点で久慈市に住民登録がある令和7年6月分の児童手当の受給者(里親含む)、または、令和7年6月1日以降に久慈市に転入した世帯で令和7年12月31日までに生まれた新生児の養育者 イ 世帯全員が令和7年度の住民税均等割が非課税である世帯(ただし、世帯全員が、令和7年度住民税が課税されている人から扶養されている世帯は対象外)	R7.6	R8.3
4	⑨推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	水道事業会計電気料高騰対策補助金	①エネルギー価格の高騰により大きな影響を受けている公営企業(水道事業)に対して、電気料金高騰分の支援を行うもの。 ②電気料金の高騰額分を一般会計から補助 ③電気料高騰額(R7年度電気料見込額79,135千円-R3年度電気料62,092千円)=17,043千円 ④久慈市水道事業、水道事業の源浄水・配給水施設に係る電気料金	R7.4	R8.3
5	⑨推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	下水道事業会計電気料高騰対策補助金【国のR6_補正分】	①エネルギー価格の高騰により大きな影響を受けている公営企業(下水道事業)に対して、電気料金高騰分の支援を行うもの。 ②電気料金の高騰額分を一般会計から補助 ③電気料高騰額(R7年度電気料見込額42,050千円-R3年度電気料32,987千円)=9,063千円 ④久慈市下水道事業、下水道事業の汚水処理施設に係る電気料金 【No.28と同一事業】	R7.4	R8.3
6	⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	物価高騰対応市場機能回復支援給付金【国のR6_補正分】	①電気・ガス・食料品等の価格高騰により経済環境が悪化している卸売市場の機能回復を支援するための給付金を支給する ②対象事業者の事業継続のために必要な経費 ③給付金 1施設×12,000千円 ④令和6年4月1日から令和7年3月31日までの売上高が2億円以上の卸売市場の開設者であって、電気・ガス・食料品等の価格高騰の影響により、令和7年4月1日から9月30日までと、令和4年4月1日から9月30日までを比較して売上高が5%以上減少している者 【No.22同一事業】 ※特定事業者に対する支援であり、事業内容等について 当市ホームページで公表 https://www.city.kuji.lg.jp/soshiki/zaisei/1/1/2/bukkakoutoutaiouzyuutensienchihouseirinzikouhukin/4913.html	R7.4	R8.3
7	⑨推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	市立小中学校物価高騰対策事業【国のR6_補正分】	①電気・燃油料高騰の影響を受けている市立小中学校の負担軽減を図る ②小中学校の電気・燃油料高騰額 ③電気料高騰額(R7年間燃油・電気料見込額75,700千円-R3燃油・電気料決算額56,329千円)=19,371千円 ④小学校13校 中学校8校 【No.30と同一事業】	R7.4	R8.3

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
8	⑨推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	物価高騰対策指定管理施設支援金【国のR6_補正分】	①原油価格・物価高騰等の影響による指定管理施設の運営費(光熱費・人件費等)の高騰に係る指定管理者の負担軽減を図り、安定的なサービス提供の継続を確保するとともに、指定管理施設利用者に対する負担軽減を防止することを目的に実施する ②指定管理施設運営に係る光熱費、人件費の高騰額への支援金 ③地域防災センター等施設(5施設) 137千円 福祉施設(2施設) 672千円 地区センター等施設(5施設) 1,112千円 観光等施設(7施設) 9,499千円 職業訓練センター 13千円 体育施設(1施設) 1,151千円 図書館施設 1,415千円 ④指定管理施設の利用者【No.14、No.29と同一事業】	R7.4	R8.3
9	⑨推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	文化会館物価高騰対策事業【国のR7_予備費分】	①電気・燃油料高騰の影響を受けている市立文化会館の負担軽減を図る ②文化会館の電気・燃油料高騰額 ③電気・燃油料高騰額(R7年間燃油・電気料見込額44,603千円-R3燃油・電気決算額29,648千円)=14,955千円 ④市立文化会館(アンバーホール及びびおらホール)【No.31と同一事業】	R7.4	R8.3
10	⑨推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	物価高騰対策指定管理施設支援金【国のR7_予備費分】	①原油価格・物価高騰等の影響による指定管理施設の運営費(光熱費・人件費等)の高騰に係る指定管理者の負担軽減を図り、安定的なサービス提供の継続を確保するとともに、指定管理施設利用者に対する負担軽減を防止することを目的に実施する ②指定管理施設運営に係る光熱費、人件費の高騰額への支援金 ③地域防災センター等施設(5施設) 137千円 福祉施設(2施設) 672千円 地区センター等施設(5施設) 1,112千円 観光等施設(7施設) 9,499千円 職業訓練センター 13千円 体育施設(1施設) 1,151千円 図書館施設 1,415千円 ④指定管理施設の利用者【No.12、No.29と同一事業】	R7.4	R8.3
11	①食料品の物価高騰に対する特別加算	住民税非課税世帯食料品等価格高騰支援給付金支給事業費	①食料品等の価格高騰による経済的負担の軽減を図るため、低所得者世帯に対して給付金を支給する ②住民税非課税世帯への給付金及び事務費 ③給付金30,000円×4,800世帯=144,000千円 事務費(人件費(会計年度任用職員人件費・職員超過勤務手当2,885千円、需用費250千円、役務費1,742千円)) ④住民税非課税世帯ただし次の世帯を除く (1)租税条約による免除の適用の届出によって市町村住民税均等割が課されていない者を含む世帯 (2)同一世帯において、他市町村から同様の趣旨の給付金を既に受給した世帯 (3)同一世帯に属する者全員が令和8年1月2日以降に日本に入学し、令和8年度分の市町村住民税が課されていない世帯 (4)市町村住民税均等割が課されている者の扶養親族等のみで構成される世帯	R8.2	R8.4以降
12	③物価高騰に伴う子育て世帯支援	低所得ひとり親世帯物価高騰対応重点支援金給付事業	①物価高騰が続く中で低所得のひとり親世帯等への支援を行うことで、低所得の方々の生活を支援する ②給付金及び事務費 ③給付金20,000円×434人=8,680千円 事務費651千円(職員超過勤務手当500千円、需用費80千円、役務費71千円) ④低所得のひとり親世帯(児童扶養手当受給者)	R8.2	R8.4以降
13	⑩地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援	営業用バス燃油価格高騰対策支援金	①物価高騰により燃油高騰の影響を受けている公共交通事業者(バス運行事業者)を支援し、事業継続の下支えをする ②支援金 ③バス1台あたり30千円×31台=930千円 ※単価は高騰額に半年分の給油量乗じて得た額の1/3で算出 ④市内に営業所を持ち、一般貸切一般乗合旅客自動車運送業又は一般乗合旅客自動車運送業を営む事業者が保有する営業用バス車両で、令和8年1月1日時点において自動車検査登録しているもの	R8.2	R8.4以降

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
14	⑩地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援	タクシー燃油価格高騰対策支援金	①物価高騰により燃油高騰の影響を受けている公共交通事業者(タクシー運行事業者)を支援し、事業継続の下支えをする ②支援金 ③タクシー1台あたり15千円×48台=720千円 ※単価は高騰額に半年分の給油量乗じて得た額の1/3で算出 ④支給対象は、市内に営業所を持ち、一乗用旅客自動車運送業を営む事業者が保有するタクシー車両で、令和8年1月1日時点において自動車検査登録しているもの	R8.2	R8.4以降
15	⑩地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援	物価高騰対応三陸鉄道経営安定化対策交付金	①燃油価格の高騰や物価の高騰に伴う修繕費の高騰等により経営に大きな影響を受けている三陸鉄道の経営継続を支援し、市民の日常的な移動手段を確保する ②運行継続のために必要な経費 ③県及び沿線市町村で交付する経営安定化対策交付金190,000千円のうち久慈市負担分 県95,000千円、残り95,000千円を沿線10市町村で按分 久慈市負担分95,000千円×11.4%≒10,789千円 ④三陸鉄道株式会社	R7.12	R8.3
16	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	児童福祉施設等物価高騰対応重点支援給付金	①エネルギー・食料品等の物価高騰の影響を強く受けている児童福祉施設の負担軽減を図り、安定的なサービスの提供を確保する ②事業継続に必要な経費として、令和6年度の運営費に物価上昇指数を乗じて得た平均的な運営費の上昇額を基準額10万円として給付 ③1施設当たり10万円 32施設×100千円=3,200千円 ④ 私立認可保育所(10施設)、幼保連携型認定こども園(5施設)、放課後児童健全育成事業所(12施設)、地域子育て支援拠点事業所(1施設)、病児保育事業所(1施設)、一時預かり事業所(1施設)、児童育成支援拠点事業所(1施設)、認可外保育施設(1施設)	R8.2	R8.3
17	②物価高騰に伴う低所得者世帯・高齢者世帯支援	福祉灯油等購入費助成事業世帯支援	①灯油・電気等の価格高騰の影響から冬期間の経済的負担の軽減を図る ②対象世帯の灯油等購入に対する扶助費及び事務費 ③助成単価:7,000円/世帯 対象世帯:3,800世帯 扶助費 3,800世帯×7千円=26,600千円 事務費 1,058千円 <財源別内訳> ・県補助金 扶助費26,600千円×1/2=13,300千円 ・重点支援地方交付金 扶助費13,300千円 事務費1,058千円 ④市民税非課税世帯かつ高齢者のみの世帯・障害者の属する世帯・生活保護受給世帯・ひとり親世帯又は養育者世帯	R7.12	R8.4以降
18	⑨中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	物価高騰対応市場機能回復支援給付金【国のR7_補正分】	①電気・ガス・食料品等の価格高騰により経済環境が悪化している卸売市場の機能回復を支援するための給付金を支給する ②対象事業者の事業継続のために必要な経費 ③給付金 1施設×12,000千円 ④令和6年4月1日から令和7年3月31日までの売上高が2億円以上の卸売市場の開設者であって、電気・ガス・食料品等の価格高騰の影響により、令和7年4月1日から9月30日までと、令和4年4月1日から9月30日までを比較して売上高が5%以上減少している者 【No.10と同一事業】 ※特定事業者に対する支援であり、事業内容等について 当市ホームページで公表 https://www.city.kuji.lg.jp/soshiki/zaisei/1/1/2/bukkakoutoutaiouzyuutensienchihouseirinzikouhukin/4913.html	R8.2	R8.4以降
19	①食料品の物価高騰に対する特別加算	久慈市プレミアム商品券等発行事業	①物価高騰により事業活動に大きな影響を受ける市内小売業等において利用可能なプレミアム付商品券を発行することにより、地域住民の消費を促し地域経済の循環を図る ② ・商品券プレミアム分換金費用【25%付与】 ・事務委託費、事務諸経費 ③ ・商品券60,000冊×商品券1冊あたりのプレミアム分換金費用1千円=60,000千円 ・事務委託費及び事務諸経費25,649千円 ④市内小売業等事業者及び市内生活者	R8.2	R8.4以降

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
20	⑧農林水産業における物価高騰対策支援	菌床しいたけ生産燃油価格高騰対策臨時給付金	①燃油価格の高騰により影響を受けている菌床しいたけ農家を支援し、事業継続の下支えをする。 ②支援金 ③ハウス1棟あたり16,976円を給付 ・給付金 16,976円×109棟=1,851千円 ※単価高騰分に冬期間4か月分の使用量に乗じて得た額の1/2とし基準額を算出 ④市内でハウスで菌床しいたけ生産を行う農家 対象ハウスは燃油加温機が取り付けられたハウスであって、令和7年3月31日までに設置されたものとする	R8.2	R8.4以降
21	⑧農林水産業における物価高騰対策支援	酪農・繁殖牛農家経営支援対策臨時給付金	①配合飼料価格等の高騰により影響を受けている畜産農家(酪農・繁殖牛)を支援し、事業継続の下支えをする ②支援金 ③牛1頭あたり10千円×1,882頭=18,820千円 ※令和2年度と令和7年度の配合飼料平均価格及び混合飼料価格差を比較し、上昇額の範囲額の10千円を基準額とした。 ④市内に住所を有する経産乳用牛及び2歳以上の繁殖肉用牛を令和7年2月時点で飼養する世帯又は市内に主たる事業所を有する法人であり、申請時点で事業継続している者	R8.2	R8.4以降
22	⑧農林水産業における物価高騰対策支援	林業燃油価格高騰対策支援事業費	①燃料高騰により影響を受けている木材生産事業者を支援し、事業継続を下支えする ②支援金及び事務費 ③ (1) 木材販売者支援 ・生産量1m ³ あたり550円を給付 ・支援金550円×10,000m ³ =5,500千円 ※木材生産に係る軽油価格上昇の概ね1/2を支援する。 (2) 製材事業者支援 ・乾燥機1台当たり8万円を給付 ・給付金80千円×8台=640千円 ※木材乾燥機1台当たりの灯油使用量にかかる年間上昇額の概ね1/2を支援する。 (3) 事務費 18千円(振込手数料) ④ (1) 木材生産を行う事業者で令和7年度に久慈地方森林組合が掌握する市場に出荷する販売事業者 (2) 製材事業者(木材乾燥機所有事業者)	R8.2	R8.4以降
23	⑧農林水産業における物価高騰対策支援	漁業者燃油価格高騰対策臨時給付金	①燃油価格の高止まりによる経費増大に伴い、経営に大きな影響を受けている漁業者に対し、漁業生産活動の継続を支援する ②支援金 ③ (1) 定置漁業 400千円/組織×7組織=2,800千円 (2) 漁船漁業 70千円/隻×65隻=4,550千円 (3) 刺し網・カゴ漁業 30千円/隻×45隻=1,350千円 (4) 採介藻漁業 20千円/隻×260隻=5,200千円 ※燃油使用量にかかる年間上昇額の概ね1/2から1/3を支援することとし、それぞれ基準額を設定 ④漁業者(※)であって、次に掲げる要件を満たす者とする。 ・令和7年において漁業を行い、20万円以上の水揚実績があること。 ※久慈市漁業協同組合の組合員並びに久慈市漁業協同組合に属する定置漁業組織及び漁業生産部	R8.2	R8.4以降
24	⑪推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	下水道事業会計電気料高騰対策補助金【国のR7_補正分】	①エネルギー価格の高騰により大きな影響を受けている公営企業(下水道事業)に対して、電気料金高騰分の支援を行うもの。 ②電気料金の高騰額分を一般会計から補助 ③電気料高騰額(R7年度電気料見込額42,050千円-R3年度電気料32,987千円)=9,063千円 ④久慈市下水道事業、下水道事業の汚水処理施設に係る電気料金 【No.9と同一事業】	R8.2	R8.4以降
25	⑪推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	物価高騰対策指定管理施設支援金【国のR7_補正分】	①原油価格・物価高騰等の影響による指定管理施設の運営費(光熱費・人件費等)の高騰に係る指定管理者の負担軽減を図り、安定的なサービス提供の継続を確保するとともに、指定管理施設利用者に対する負担軽減を防止することを目的に実施する ②指定管理施設運営に係る光熱費、人件費の高騰額への支援金 ③地域防災センター等施設(5施設) 137千円 福祉施設(2施設) 672千円 地区センター等施設(5施設) 1,112千円 観光等施設(7施設) 9,499千円 職業訓練センター 13千円 体育施設(1施設) 1,151千円 図書館施設 1,415千円 ④指定管理施設の利用者 【No.12、No.14と同一事業】	R8.2	R8.4以降

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
26	⑪推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	市立小中学校物価高騰対策事業【国のR7_補正分】	①電気・燃油料高騰の影響を受けている市立小中学校の負担軽減を図る ②小中学校の電気・燃油料高騰額 ③電気料高騰額(R7年間燃油・電気料見込額75,700千円-R3燃油・電気料決算額56,329千円)=19,371千円 ④小学校13校 中学校8校 【No.11と同一事業】	R8.2	R8.4以降
27	⑪推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	文化会館物価高騰対策事業【国のR7_補正分】	①電気・燃油料高騰の影響を受けている市立文化会館の負担軽減を図る ②文化会館の電気・燃油料高騰額 ③電気・燃油料高騰額(R7年間燃油・電気料見込額44,603千円-R3燃油・電気料決算額29,648千円)=14,955千円 ④市立文化会館(アンバーホール及びびおらホール) 【No.13と同一事業】	R8.2	R8.4以降
28	⑪推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	情報交流センター光熱費高騰対策事業	①電気料高騰の影響を受けている情報交流センターの負担軽減を図る ②情報交流センターの電気料高騰額 ③電気料高騰額(R7年電気料見込額8,336千円-R3電気料決算額6,497千円)=1,839千円 ④情報交流センター	R8.2	R8.4以降
29	⑪推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	市民センター光熱費高騰対策事業	①電気・燃油料高騰の影響を受けている市民センターの負担軽減を図る ②市民センターの電気・燃油料高騰額 ③電気・燃油料高騰額(R7年燃油・電気料見込額6,408千円-R3燃油・電気料決算額4,657千円)=1,751千円 ④中央市民センター、小久慈市民センター	R8.2	R8.4以降
30	⑧農林水産業における物価高騰対策支援	物価高騰生産者支援対策地産地消費ふれあい給食事業費	①物価高騰の影響を強く受けている一次産品生産者を支援するため、地元産品を活用した給食事業を実施し、農林水産物の売上拡大寄与するとともに、児童生徒の地元産品に対する理解の醸成を図る ②一次産品購入費 ③鮭240千円、短角牛600千円、寒じめほうれんそう40千円、しいたけ20千円 ④一次産品生産者	R7.4	R8.4以降
31	⑩地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援	物価高騰観光対策周遊タクシー事業	①物価高騰の影響を強く受けている観光事業者等を支援するため、市内で周遊観光タクシーを運営する久慈市街なか連携観光客推進協議会を支援し、事業の継続に寄与する ②周遊タクシー事業実施に係るタクシー補助、買い物券補助金及び事業実施に係る事務費に対する負担金 ③タクシー補助券500千円、お買物券250千円、事務費155千円 ④久慈市街なか連携観光客推進協議会の周遊タクシー事業	R7.4	R8.4以降
32	⑨中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	商店街街路灯電気料高騰対策事業	①電気料高騰の影響を受けている商店会の負担軽減を図る ②商店街街路灯の電気料高騰額 ③街路灯電気料に対する補助金(補助率1/2)のうち電気料高騰額(R7年補助見込額1,014千円-R3補助決算額875千円)=139千円 ④街路灯を有する商店会等	R7.4	R8.4以降